

監査委員公表第1号

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定、並びに神奈川県内
広域水道企業団監査基準（令和2年神奈川県内広域水道企業団監査委員告示第
1号）に基づく監査を実施したので、同法同条第9項の規定によりその結果を
次のとおり公表する。

令和7年9月30日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 西 義 行

同 栗 谷 静 哉

- 1 監査の種類 財務監査及び行政監査
- 2 監査の対象 令和6年度に行った事務事業
- 3 監査の範囲
 - 総務部 総務課、企画調整課、デジタル推進課、職員課、財務課、契約検査課
 - 浄水部 浄水課、水運用センター、西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、綾瀬浄水場、飯泉取水管理事務所、社家取水管理事務所、広域水質管理センター
 - 建設部 事業計画課、建設課、電機課
- 4 監査の期間 令和7年5月9日から令和7年9月5日まで
- 5 監査等の着眼点（評価項目）等
 - 予算の執行状況、各種帳簿・証拠書類の整理保存、違法・不当・不経済な支出、契約事務、財産の取得・管理及び処分の状況、改良工事・維持工事・業務委託等施設管理業務の状況、事務処理の効率化、事業運営が社会情勢に照らし適切になされているか等の着眼点をもって監査を実施した。
- 6 監査の結果
 - 監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、監査を実施した範囲において、適正に行われており、良好であると認められた。